

決算申告・消費税指導会

決算申告及び消費税申告を下記の通り開催致しますのでご案内致します。

1. 日 時 令和8年2月16日(月)・17日(火) AM9:00~PM4:00

※青色申告特別控除額の改正にともない、指導会にてe-Tax 申告指導は行いません。

2. 会 場 扶桑町商工会館2階ホール

3. 対象者 白色・青色申告者

4. 講 師 2/16(月)・17(火) 両日とも

税理士 間 宮 勝 則 ・ 税理士 會 津 至 人

5. 持参物 ▽令和5・令和6年決算書・申告書(控)

▽令和5・令和6年消費税申告書(控) [対象者のみ]

▽収支日計帳・総勘定元帳収支のわかる帳簿

▽生命保険、損害保険、国保・国年など払込証明書類

▽医療費控除の明細書(内容記入済のもの) ▽筆記用具 ▽印鑑

▽税務署より送付されたハガキまたは書類一式(所得税・消費税)

▽事業主の個人番号確認書類のコピー(マイナンバーカード・マイナンバー通知カード)と本人の確認書類のコピー(運転免許証・パスポート・健康保険証など公的証明書)

▽配偶者・扶養親族・専従者の個人番号確認書類(マイナンバーが分かるもの)

※消費税の本則課税確定申告書作成指導をご希望の方は、指導日に必ず別紙「課税取引金額計算表」を作成してご持参ください。この計算表ができていない方は申告書の作成ができません。作成にあたりご質問等ございましたら商工会までご連絡ください。

※当日発熱等体調不良の方は来所をご遠慮ください。

※今年度より商工会員の方のみの事前予約制とさせていただきますので、事前に商工会までご希望の日時をご連絡ください。

予約電話番号 0587-93-5111 (扶桑町商工会)

扶桑町商工会

扶桑町大字高雄字天道 335 TEL93-5111 Fax93-5410

※簡易課税制度を選択されている方は「売上（収入）金額①」欄の取引（A～F）

のご記入だけで結構です。（売上原価②以下は記入不要）

課 税 取 引 金 額 計 算 表

② 消費税がなかった取引

（令和 年分）

課税取引金額を、（事業所得用）

（10%と軽減税率適用8%）に分けてください

科 目		決 算 額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額 (A-B)		
		A	B	C	うち軽減税率 8% 適用分 E	うち標準税率 10% 適用分 F
売上原価	売上（収入）金額 （雑収入を含む） ①	円	円	円	円	円
	期首商品棚卸高 ②					
	仕 入 金 額 ③					
	小 計 ④					
	期末商品棚卸高 ⑤					
	差 引 原 価 ⑥					
経費	差 引 金 額 ⑦					
	租 税 公 課 ⑧					
	荷 造 運 賃 ⑨					
	水 道 光 熱 費 ⑩					
	旅 費 交 通 費 ⑪					
	通 信 費 ⑫					
	広 告 宣 伝 費 ⑬					
	接 待 交 際 費 ⑭					
	損 害 保 険 料 ⑮					
	修 繕 費 ⑯					
	消 耗 品 費 ⑰					
	減 価 償 却 費 ⑱					
	福 利 厚 生 費 ⑲					
	給 料 賃 金 ⑳					
	外 注 工 賃 ㉑					
	利 子 割 引 料 ㉒					
	地 代 家 賃 ㉓					
	貸 倒 金 ㉔					
		㉕				
		㉖				
		㉗				
		㉘				
		㉙				
		㉚				
	雑 費 ㉛					
	計 ㉜					
	差 引 金 額 ㉝					
	③+㉜	㉞				

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※3 上記の斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

※簡易課税制度を選択されている方は「売上（収入）金額①」欄の取引（A～F）

のご記入だけで結構です。（売上原価②以下は記入不要）

作成例

課税取引金額計算表

（令和 年分）

④消費税がかかっていない取引

課税取引金額を、

（事業所得用）

（10%と軽減税率適用8%）に分けてください。

科 目		決 算 額 A	Aのうち課税 取引にならない もの（※1） B	課税取引金額 （A－B） C		
		円	円	円	円	円
売上 原価	売上（収入）金額 （雑収入を含む） ①	28280.000	0	28280.000	6480.000	11000.000
	期首商品棚卸高 ②	1256.310				
	仕 入 金 額 ③	12726.000	0	12726.000	2916.000	9810.000
	小 計 ④	13,982.310				
	期末商品棚卸高 ⑤	1,148.566				
	差 引 原 価 ⑥	12833.744				
差 引 金 額 ⑦		15446.256				
経 費	租 税 公 課 ⑧	281,800	281,800	0		0
	荷 造 運 賃 ⑨	65,100	0	65,100		65,100
	水道光熱費 ⑩	1,302.000		1,302.000		1,302.000
	旅 費 交 通 費 ⑪	84,600	0	84,600		84,600
	通 信 費 ⑫	208,320	0	208,320	0	208,320
	広 告 宣 伝 費 ⑬	453,600	0	453,600	0	453,600
	接 待 交 際 費 ⑭	440,400	50,000	390,400	32,400	358,000
	損 害 保 険 料 ⑮	215,700	215,700			
	修 繕 費 ⑯	162,000		162,000		162,000
	消 耗 品 費 ⑰	899,600		899,600	0	899,600
	減 価 償 却 費 ⑱	2238.480	2238.480			
	福 利 厚 生 費 ⑲	116,800	30,000	86,800	10,800	76,000
	給 料 賃 金 ⑳	3554.800	3554.800	0		0
	外 注 工 賃 ㉑	0	0	0		0
	利 子 割 引 料 ㉒	36,300	36,300			
	地 代 家 賃 ㉓	2400.000	0	2400.000		2400.000
	貸 倒 金 ㉔	0	0			
	車 両 費 ㉕	542,400	0	542,400	0	542,400
	㉖					
	㉗					
	㉘					
	㉙					
	㉚					
	雑 費 ㉛	229,600	0	229,600	0	229,600
	計 ㉜	13,231.500	6407.080	6824.420	43,200	678,120
差 引 金 額 ㉝		2214.756				
③＋㉝		25957.500		19556.420	2959200	16591.220

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※3 上記の斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

本枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。